

## 第3章 建築物等の景観基準及び届出（行為の制限） に関する事項

### 3-1 届出の対象となる行為

景観計画区域における良好な景観の形成に大きな影響を与えると考えられる行為について届出するものとし、届出対象規模と届出行為の種類を定めます。

区 域	景観形成基準の考え方	
	建築物・工作物	開発行為
景観計画区域(市全域)	景観に及ぼす一般的な影響に配慮した基準 + 色彩の数値基準	景観に及ぼす一般的な影響に配慮した基準
	景観形成上重要な事項及び地域の特性を重視した基準 + 色彩の数値基準	
	より積極的な景観形成を図るための基準 + より厳しい色彩の数値基準	
	地区の特性に応じて設定	
重要地域		
特別地域		
重点地区		

#### (1) 届出行為

届出行為は建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更とします。

また、建築物の建築などの目的で行う土地の区画形質の変更（以下「開発行為」という。）も届出が必要な行為とします。

届出行為は、景観形成基準に適合しなければなりません。適合しない場合は、助言・指導・勧告及び氏名公表・変更命令（形態意匠に限る）の対象となります。

また、氏名公表・変更命令を経てもなお、適合しない場合は、罰則が適用されません。

#### (2) 届出対象区域

届出行為に対し、届出対象となる区域を景観形成の重要度別に「景観計画区域」「重要地域」「特別地域」「重点地区」に指定し、良好な景観の形成を図ります。

##### 1) 景観計画区域

市全域とします。

##### 2) 重要地域

景観軸の中でも広域的かつ連続的な景観が形成された地域や形成する必要があると認められる地域又は地域の土地利用の動向等からみて広域的かつ連続的な景観が損なわれるおそれがあると認められる地域を「重要地域」とし、次の地域を位置付けします。

**① 日本海沿岸**

自然豊かな海岸景観の保全のため、海岸景観軸である日本海の海岸汀線から海側 1km 以内、陸側 500m 以内の範囲を重要地域とします。



徳光海岸の夕景

**② 北陸自動車道沿道**

田園景観や海岸景観など、道路沿道の景観保全のため、道路景観軸である北陸自動車道の区間及び当該道路区間の道路境界から両側 500m の範囲を重要地域とします。



北陸自動車道

**③ 国道 157 号沿道（安養寺北交差点から谷峠まで）****④ 国道 360 号沿道（瀬戸野交差点から県道岩間一里野線との交差点まで）****⑤ 白山スーパー林道沿道**

田園景観や自然を楽しむ山間地景観など、道路沿道の景観保全のため、道路景観軸である国道 157 号、国道 360 号、白山スーパー林道の区間及び当該道路区間の道路境界から両側 500m の範囲を重要地域とします。



国道 157 号

**⑥ 加賀産業開発道路沿道（安養寺北交差点から漆島南交差点まで）**

田園や山並み又は白山の眺望が楽しめる道路沿道の景観保全のため、道路景観軸である加賀産業開発道路の区間及び当該道路区間の道路境界から両側 2km の範囲を重要地域とします。



加賀産業開発道路

**⑦ 金沢外環状道路沿道（安養寺北交差点から中新保町まで）**

田園景観を楽しむ道路沿道の景観保全のため、道路景観軸である金沢外環状道路の本市行政区域の区間及び当該道路区間の道路境界から両側 100mの範囲を重要地域とします。



金沢外環状道路

**3) 特別地域**

重要地域内において、建築物等の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）等が景観に及ぼす影響が特に大きいと認められる地域を「特別地域」とし、次の地域を位置付けします。

**① 加賀産業開発道路沿道（安養寺北交差点から漆島南交差点まで）**

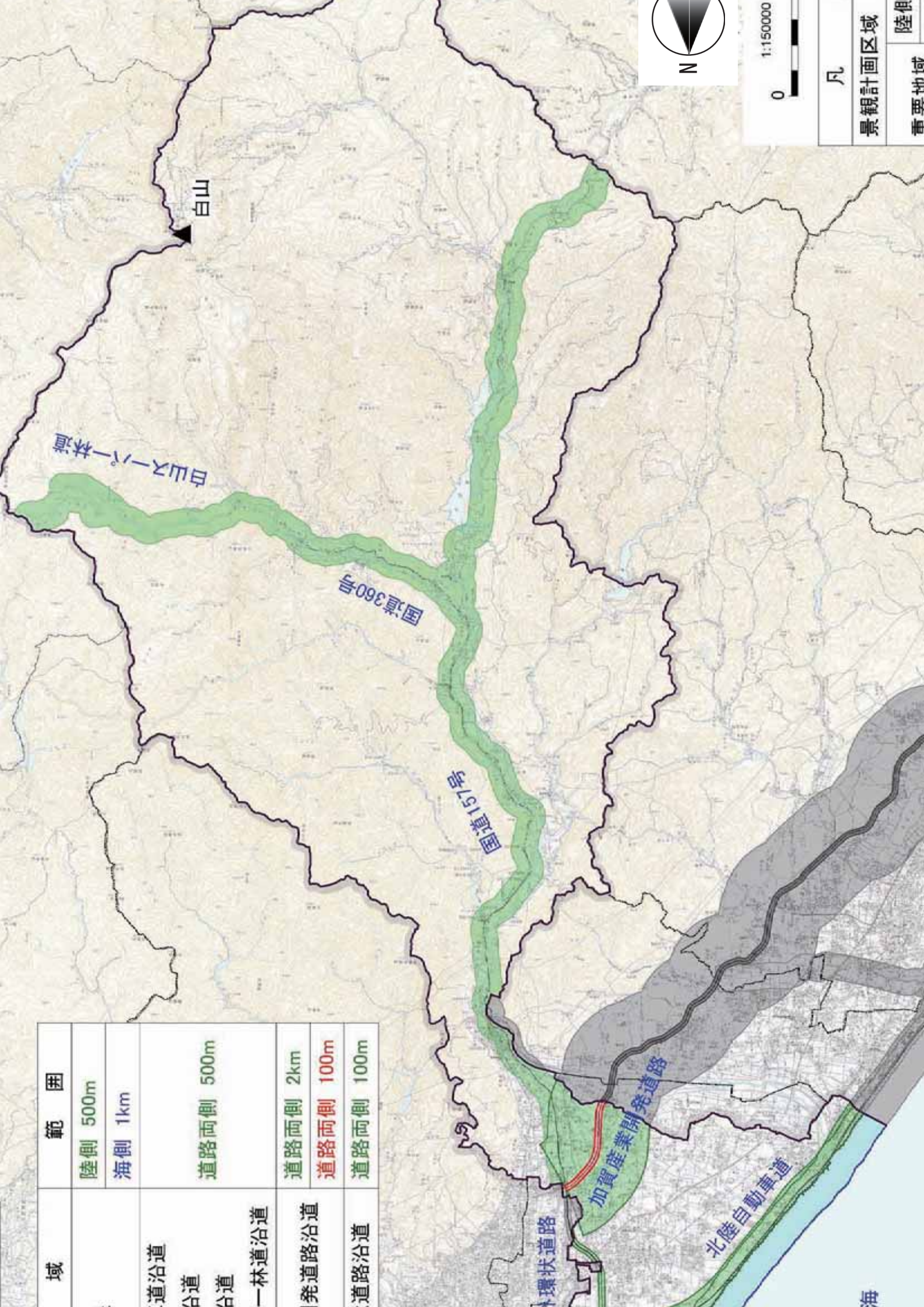
重要地域である加賀産業開発道路のうち、景観の及ぼす影響が特に大きいと認められる区間及び当該道路区間の道路境界から両側 100m の範囲を特別地域とします。



加賀産業開発道路



域	範圍
道沿道	陸側 500m
	海側 1km
台道	道路兩側 500m
谷道	道路兩側 2km
一林道沿道	道路兩側 100m
	道路兩側 100m
発道路沿道	
道路沿道	



0 1:150000



凡

景観計画区域

陸側  
重要地域

海



#### 4) 重点地区

景観核や眺望点の中で当該地区の市民・事業者が主体となり、その特性を生かした独自の基準を定めている地区であって、特に良好な景観づくりを積極的に図る必要があると認められる地区を「重点地区」として位置付け、無電柱化など地区に相応しい修景整備を検討します。これまでに景観条例（旧まちなみ景観条例、旧美しいまちづくり条例）で協定を締結した地区があり、これらの地区を重点地区として設定します。良好なまちなみ景観を推進する地区を「まちなみ重点地区」として、美しいまちづくりを推進する地区を「まちづくり重点地区」として位置付けします。

また、今後、良好なまちなみ景観、都市景観、集落景観を創出する地区を市民・事業者・市の協働により新たな重点地区の創出に取り組みます。

##### ① まちなみ重点地区

本市の地域特性を生かし、伝統的住環境の保全及び新たなまちなみの創出を図ることにより、魅力あふれるまちなみの整備及び快適な生活環境を推進する地区を「まちなみ重点地区」として位置付けます。

本市には、現在、5地区で景観まちづくり協定の締結がなされ、その他、白峰地域の全域が対象区域となっており、下記の地区を「まちなみ重点地区」とし、周辺の建築物、工作物の一体的な誘導を行うことにより、良好なまちなみ景観を創出します。

##### ◆松任横町まちなみ重点地区

##### ◆松任西新町まちなみ重点地区

本地区は、聖興寺、願念寺などいわれを残す寺院が残っており、このような地域固有の歴史的・文化的な景観資源と調和した特色ある良好な沿道景観づくりを推進します。



松任西新町まちなみ（修景イメージ）

##### ◆美川宮前通りまちなみ重点地区

##### ◆美川新町西町内まちなみ重点地区

本地区は、かつては、北前船の寄港地として繁栄するとともに、石川県庁跡地があるなど、深みのある歴史・伝統・文化が存在しています。

これらを後世に残すために、建築物等の外観修景に一定のルールを設け、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。



美川宮前通り・美川新町西町内まちなみ（修景イメージ）

**◆鶴来新町通りまちなみ重点地区**

本地区は、白山比咩神社の門前町として発達した面影を残しているほか、旧鶴来街道は、古くから平野部と山間部の人や物が行き交う主要な道路として利用されており、その盛んであった面影を残しています。

これらの歴史・伝統・文化を形として後世に残すために、建築物等の外観修景に一定のルールを設け、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。



鶴来新町通りまちなみ（修景イメージ）

**◆白峰まちなみ重点地区（白峰、桑島）**

本地区は、白山に抱かれた集落に息づく歴史・伝統・文化が脈々と受け継がれています。これらを後世に残すため、建築物等の外観修景に一定のルールを設け、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。

特に白峰地区は、文化財保護法に基づく、国の重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みを行っています。伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法に基づき保護されます。本計画は、伝統的建造物群保存地区を除いた区域を重点地区とし、伝統的建造物群保存地区の基準と整合を図り、歴史的かつ一体的なまちなみ景観の形成を図ります。



白峰まちなみ（修景イメージ）



【まちなみ重点地区区域図】

- ◆松任横町まちなみ重点地区
- ◆松任西新町まちなみ重点地区



- ◆美川宮前通りまちなみ重点地区
- ◆美川新町西町内まちなみ重点地区

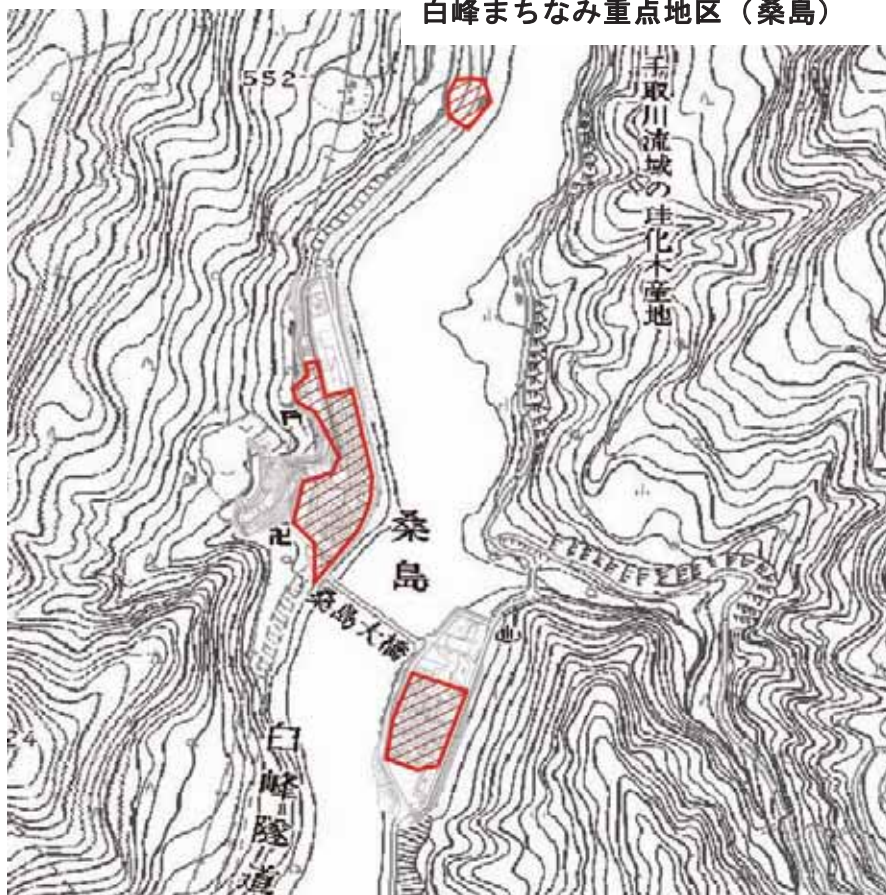


- ◆鶴来新町通りまちなみ重点地区



◆白峰まちなみ重点地区（白峰、桑島）

白峰まちなみ重点地区（桑島）



白峰まちなみ重点地区（白峰）



## ② まちづくり重点地区

住民自らが自分たちの住む地区の目標とするまちの将来像を描き、まちづくりのルールを決め、快適な生活環境を推進する地区を「まちづくり重点地区」として位置付けます。

現在、5地区で景観まちづくり協定が市と締結されており、下記の地区を「まちづくり重点地区」とし、個性豊かで美しい景観及び住み良い住環境を保全し、美しいまちづくりを推進することにより、良好な都市景観を創出します。

### ◆千代尼通り大町まちづくり重点地区

### ◆千代尼通り中町まちづくり重点地区

### ◆千代尼通り安田町まちづくり重点地区

千代尼通り大町、中町、安田町の3地区は、電線類地中化事業を行うとともに、松任地区中心市街地の北陸街道沿いに醸成されてきた商店街として、「千代尼通り沿道整備まちづくり計画」に基づき、安心して快適に暮らせ、憩い、調和のとれた魅力あるまちづくりを進め、住民や来訪者が快適に楽しみながら買い物ができる一体的な空間づくりをめざす地区としています。また、地域独自のまちづくり計画による建築物の用途の制限や形態意匠の制限、地域独自のルールを住民自らの手で守り、良好な沿道景観の形成を図ります。



千代尼通り大町・中町・安田町まちづくり

### ◆松任駅前商店街まちづくり重点地区

本地区は、松任駅南土地区画整理事業により、道路・公園等の公共施設及び宅地の整備が行われ、交通結節拠点としての機能強化等によるにぎわいと交流空間の創出を図る地区としています。また、周辺には歴史・文化施設も集約し、松任駅前商店街にふさわしい土地利用を図る地区計画制度と併せ、まちづくり計画による建築物の用途の制限や形態意匠の制限、地域独自のルールを住民自らの手で守り、健全な都市景観の形成を図ります。



松任駅前商店街まちづくり

**◆松任北安田まちづくり重点地区**

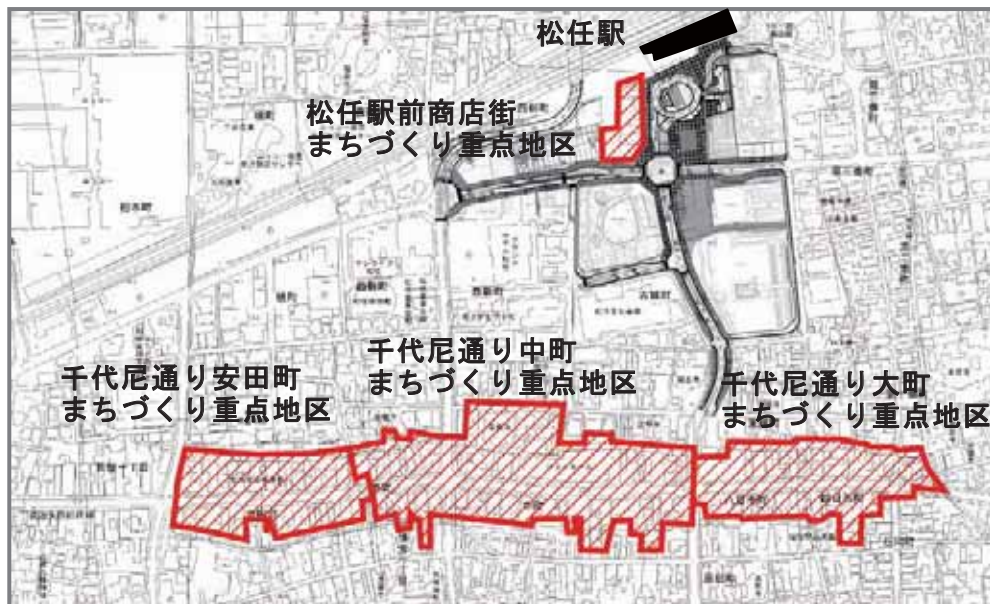
本地区は、松任北安田土地区画整理事業により、手取川扇状地からの霊峰白山の雄大な眺望と自然環境を活かし、洗練された質の高い居住空間の創出と環境・安全に配慮したまちづくりを推進する地区としています。また、良好で快適な居住環境の土地利用を図る地区計画制度と併せ、まちづくり計画による建築物の用途の制限や形態意匠の制限、地域独自のルールを住民自らの手で守り、良好で快適な都市景観の形成を図ります。



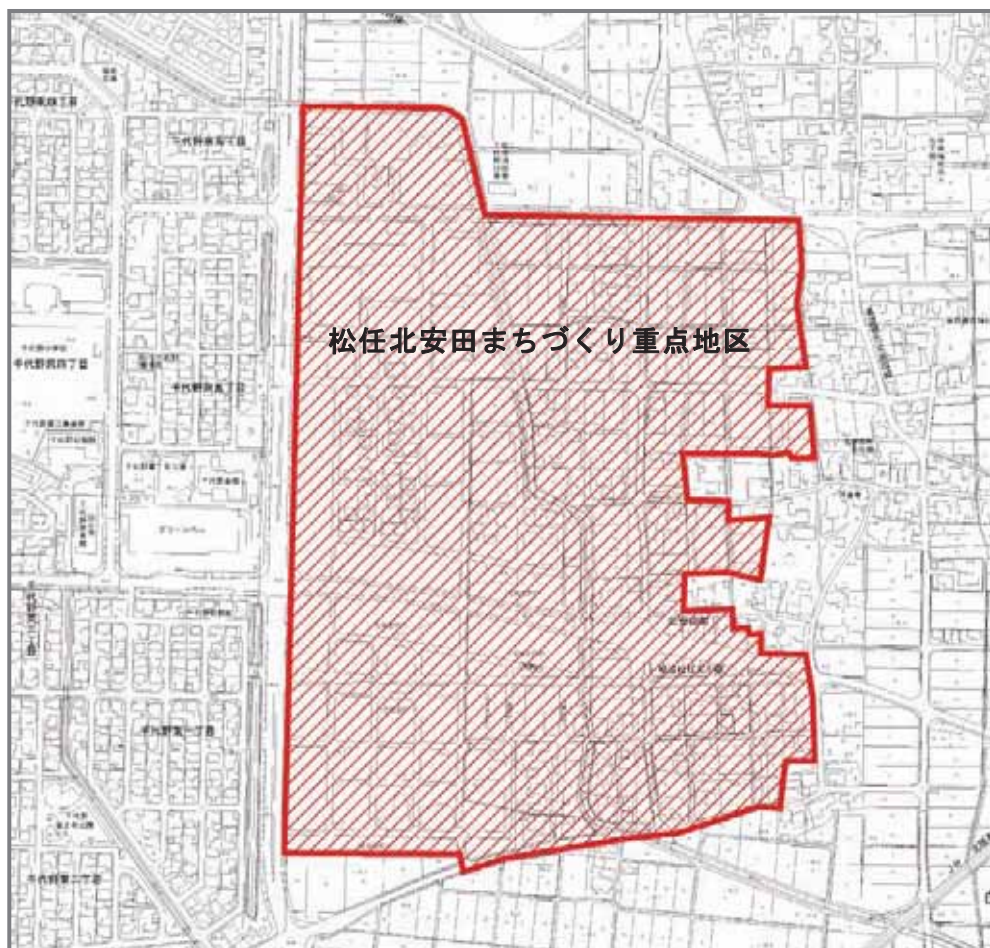
松任北安田まちづくり

【まちづくり重点地区区域図】

- ◆千代尼通り大町まちづくり重点地区
- ◆千代尼通り中町まちづくり重点地区
- ◆千代尼通り安田町まちづくり重点地区
- ◆松任駅前商店街まちづくり重点地区



- ◆松任北安田まちづくり重点地区



(3) 届出等が必要な行為

1) 届出等が対象となる規模

届出が必要な規模を、これまで定めた届出行為及び届出対象区域別に以下のように定めます。

行為の種類	届出等対象規模			
	景観計画区域	重要地域	特別地域	重点地区
		重要地域	特別地域	重点地区
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更 (建築物の建築等)	高さが 13m を超えるもの又は建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが 13m を超えるもの又は建築面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが 10m を超えるもの又は建築面積が 200 m <sup>2</sup> を超えるもの	すべて
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更※ (工作物の建設等)	高さが 13m を超えるもの	高さが 13m を超えるもの	高さが 10m を超えるもの	
開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定するもの)	開発面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	開発面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	開発面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	開発面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超えるもの

※工作物が建築物と一体となって設置される場合、地盤面からの合計高さを規定高さとする。

届出等の対象となる工作物

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお、架空電線路用、電気事業者及び御供給事業者の保安通信設備用除く）
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁
- ⑥ 乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
- ⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ⑩ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ⑪ 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
- ⑫ 築造面積が 300 m<sup>2</sup> を超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- ⑬ 門、塀その他これらに類するもの

注：道路附带施設（道路標識、街路灯など）は、工作物に含まれません。

## 2) 適用除外となる行為

左記の「届出等が対象となる規模」に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象とならない行為となります。

行為の種類	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1項第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第1項第2号
法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	政令第8条第1項第4号イ
仮設の建築物の建築等	条例第12条第4項第1号
建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの	規則第6条第3項第1号
建築物等の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの	規則第6条第3項第2号
工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが、1.5m以下のもの	規則第6条第3項第3号

※ 法：景観法

政令：景観法施行令

条例：白山市景観条例

規則：白山市景観条例施行規則

### 3-2 行為の制限に関する基準

白山市景観計画区域において、建築物等の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更を行う場合は、以下の景観形成基準を満たすものとします。

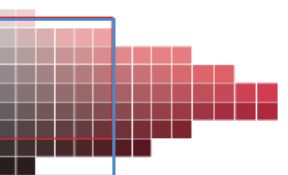
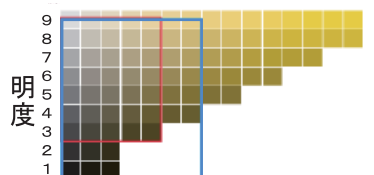
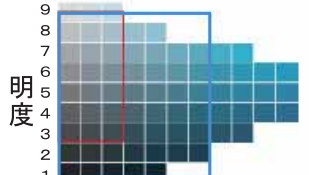
#### (1) 景観計画区域、重要地域、特別地域における良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

##### ■建築物及び工作物

(○は重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間を創出するよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地が角地となる場合は、隅切りや低木の植栽などにより、角地部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場などを設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等と調和するよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔などを設置する場合は、自然林などで隠される場所の選定や生垣・中高木の植栽により景観を保全するよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔などを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔などを設置する場合は、必要な理由を明確に説明できる場所を基本とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優れた自然景観を背景とする敷地については、眺望点からの景観を損なうことのないよう、眺望に配慮した位置とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調和のとれたまちなみの連続性又は統一性が尊重されている地区においては、道路側の壁面位置や外観をできる限りそろえるなど、良好なまちなみ景観を形成するよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山並みや海岸線など、自然の風景を広範囲に遮らないような位置・高さとする。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 隣接する空閑地（オープンスペース）との連続性を確保し、一体的な空間を確保するよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄塔などを設置する場合は、既設建築物の利用、隣接地の利用、または法面を利用し柱部の高さを抑え、景観影響が小さくなるよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 田園、市街地景観エリアでは、周辺環境から突出しない高さとする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。</li> </ul>



項目	景観形成基準				
形態・意匠	□ 周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。				
	□ 市街地景観エリアにおいては、魅力ある都市景観を創出するよう配慮する。				
	□ 長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。				
	□ 外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。				
	□ 屋外階段、バルコニー等は本体建築物と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。				
	□ バルコニー等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。				
	○ 自然景観の優れた場所では、自然景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。				
	○ 地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。				
	○ 地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。				
	○ 山間地、田園景観エリアにおいて勾配屋根とするなど、周囲と調和のとれた形態とするよう配慮する。				
色彩	□ 落ち着いた色彩を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周囲の景観と調和するよう配慮する。				
	□ 敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周囲と調和するよう配慮する。				
	○ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。				
	○ 地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。				
	○ 優れた自然景観の中では、自然の色彩と調和するよう配慮する。				
	【色彩の数値基準】				
	項目	景観計画区域	特別地域		
	色相	全相	0.1R～YR～5Y	5.1Y～10Y	その他
	明度	8.5以下 明るすぎない	3～8.5 明るすぎない、暗すぎない		
	彩度	6以下 鮮やかすぎない	6以下 鮮やかすぎない	4以下 鮮やかすぎない	2以下 鮮やかすぎない
【基準の例】					
色相5R(赤)		色相5Y(黄)		色相5B(青)	
明度					
彩度					
□ 景観計画区域		□ 特別地域重要地域			

項目	景観形成基準
材 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺景観と調和した材料を使用するよう配慮する。</li> <li>● 長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料を使用するよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和するよう配慮する。</li> <li>○ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用するよう配慮する。</li> </ul>
植 栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生垣を基本とし、植栽するよう配慮する。</li> <li>● 樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> <li>○ 地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生と調和するよう配慮する。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生垣などを設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>● 共同のごみ置場は、植栽などにより道路から直接見通せないよう配慮する。</li> <li>● 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>● 行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事塀などによる修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> <li>○ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</li> </ul>

■ 開発行為

(○は重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
盛 土 ・ 切 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海岸線や山並みを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>● 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>● 自然など既存の地形を活かした計画となるよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模なのり面が生じないよう配慮する。</li> <li>● 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>● 景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>

◆重要地域のイメージ

色彩は、自然の色彩と調和するよう配慮

位置は、山並みや海岸線など、自然の風景を遮らない

形態意匠は、自然景観と調和するよう配慮



既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮

◆特別地域のイメージ

高さは、周辺環境から突出しないものとする

位置は、隣接する空地との連続性を確保し、一体的な空間確保に配慮

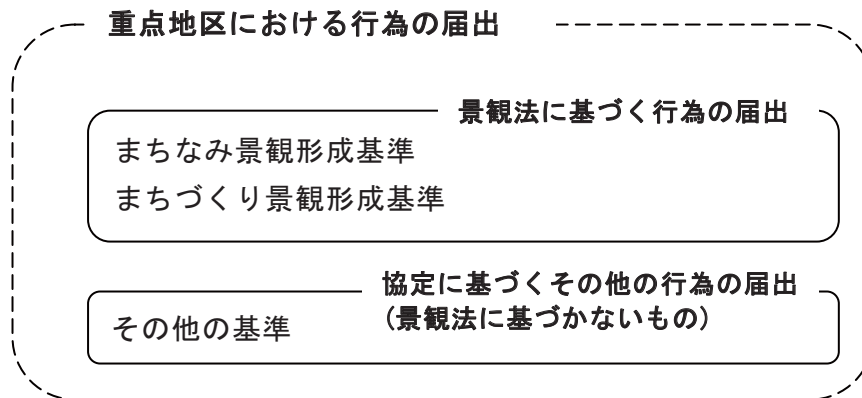


※写真は、統一された高さのイメージ（白山市外）

（2）重点地区における良好な景観形成のための行為に関する事項

住民が主体となり各地区の特性を生かした基準を定めている重点地区については、各重点地区の「まちなみ景観形成基準」若しくは「まちづくり景観形成基準」の景観形成基準を満たすものとします。

また、別表に掲げる「その他の基準」は、景観法に基づくものではありませんが、各重点地区の住民協議会が設定している協定基準です。



1) まちなみ重点地区

【松任横町、松任西新町】（まちなみ景観形成基準）

項目		まちなみ景観形成基準
土地利用及び建築物等に関する事項		
建築物等の形態又は意匠の制限	形態・意匠	• 瓦をのせる場合は黒系とし、それ以外の場合には同等の素材・色彩の使用を基本とする。
		• 屋根形状は、勾配屋根に配慮する。
		• 原色を避け、グレー系か茶系を基調とした落ち着いた雰囲気を持つ意匠とする。
		• 門塀を設置する場合は、土塀、板塀、生垣を基本とし、ブロック塀は使用しない。
その他		
植栽		• 敷地内には、植樹やプランター等の設置により緑化に努める。
駐車場		• 道路に面する部分において駐車場を新設する場合は、道路境界線より1.5m以内は、前面道路の路面舗装と同程度の舗装を施工するよう努める。

【松任横町、松任西新町】（景観法に基づかないその他の基準）

項目		その他の基準
土地利用及び建築物等に関する事項		
建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物等	• 屋外広告物を設置する場合は、道路景観に配慮し過度な装飾や極端に大きなものは避けるものとする。

【美川宮前通り、美川新町西町内】（まちなみ景観形成基準）

一般の建築物の建築などを行う場合		
項目	まちなみ景観形成基準	
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通りに面する外壁の壁面の位置、軒線の高さはできるだけまちなみとの調和に努める。</li> <li>• 3階部分は、道路から出来るだけ後退する。</li> </ul>	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 階数は、3階建て以下とする。</li> </ul>	
形態・意匠・色彩	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 勾配屋根とし、色彩は黒系を基調とする。</li> </ul>
	外壁・軒裏	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 木、土、漆喰等伝統的素材に準じた仕上げとする。</li> <li>• まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>• まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通りに面する設備機器は、通りからの見え方に配慮する。</li> </ul>
	門扉・垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設置する場合は、まちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路からの見え方に配慮する。</li> </ul>	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存樹の保存に努める。</li> </ul>	

まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合		
項目	まちなみ景観形成基準	
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外壁の壁面の位置、軒線の高さは、まちなみに揃えるよう努める。</li> <li>• 外壁の道路からの後退距離は1階部分は、1.5m以下とする。</li> </ul>	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 階数は、2階建て以下とする。</li> </ul>	
形態・意匠・色彩	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 角地等を除き、切妻平入り、黒瓦葺きを原則とし、1階には下屋又は庇を設ける。</li> </ul>
	外壁・軒裏	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 木、土、漆喰等伝統的素材を用い、落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通りに面する部分の窓、格子等は木製を基本とし、伝統的な様式とする。</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋外の設備機器等は、通りから見える位置には設置しない。やむを得ない場合には、目隠しなどを設ける。</li> </ul>
	門扉・垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設置する場合は、板扉、生垣とする。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通りから車が直接見えないように建物との一体化を図り、扉は伝統的意匠を基調とする。</li> <li>• 専用駐車場は、通りに面した部分に板扉、生垣を設置する。</li> </ul>	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存樹の保存に努め、前庭がある場合、黒松等伝統的まちなみを象徴する樹種を植栽する。</li> </ul>	

## 【美川宮前通り、美川新町西町内】（景観法に基づかないその他の基準）

一般の建築物の建築などを行う場合	
項目	その他の基準
形態・意匠・色彩 屋外 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物は、設置しない。</li> </ul>
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、通路、排水施設、道路内の街灯・案内表示板等、その他の付帯施設の日常的な清掃は協議会で行う。</li> </ul>
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の日常的な維持管理は、景観計画書、協定の趣旨を踏まえ、その建築物の所有者、管理者が適切に行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面して自動販売機等を設置しない。</li> </ul>

まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合	
項目	その他の基準
形態・意匠・色彩 屋外 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製看板、のれん等の伝統的意匠素材を基調とする。</li> </ul>
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、通路、排水施設、道路内の街灯・案内表示板等、その他の付帯施設の日常的な清掃は協議会で行う。</li> </ul>
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の日常的な維持管理は、景観計画書、協定の趣旨を踏まえ、その建築物の所有者、管理者が適切に行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面して自動販売機等を設置しない。</li> </ul>

## 【鶴来新町通り】（まちなみ景観形成基準）

項目		まちなみ景観形成基準
建築物等に関する事項		
位置		• 建築物の外壁は、まちなみの調和に配慮し、できるだけ通り沿いに配置する。
高さ		• 通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さとする。
形態・意匠	屋根	• 屋根形状は切妻・平入りを基本とする。
	色彩	• 原色を避け、周辺のまちなみと調和に配慮する。
材料		• 素材は、高質で自然な感じが伝わるものとし、周囲のまちなみ景観とも調和するよう配慮する。
門塀・垣		• 門・柵・塀・垣は、建物と一体感のあるデザインとし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
設備		• 屋外の設備機器は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。
その他		• 車庫は、シャッターを木製またはこれに類するものとする。
土地利用に関する事項		
駐車場		• 屋外駐車スペースは、沿道から見えないよう、垣または柵・生垣等により遮蔽する。

## 【鶴来新町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

項目		その他の基準
建築物等に関する事項		
建物用途		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次に掲げる建築物等を建築してはならない。</li> <li>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第1、3号、5～8号に定めるキャバレー等、ナイトクラブ等、低照度の飲食店等、他から見通すことが困難な飲食店等、ぱちんこ屋等、スロットマシン、テレビゲーム店等その他これらに類するもの。</li> <li>2) 同法第2条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」の店舗等（俗称「ラブホテル」等）。</li> <li>3) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に規定する勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これに類するもの。</li> </ul>
屋外広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設置する場合は、建築物の外観、色彩及び周囲のまちなみとの調和に配慮し、かつ、一個所にまとめる。特に、個人の営利を重視し、まちなみの見通しや連続性を著しく妨げたり、歩行に支障を来すおそれのあるものは設置しない。</li> <li>• 建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。</li> <li>• 時間の経過とともに劣化や退化することなく、味わいが増すよう、できるだけ自然の素材を利用する。</li> <li>• 屋外駐車場の案内・サインは、1㎡以内とする。</li> </ul>
設備		• 自動販売機は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮する。

## 【鶴来新町通り】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準
土地利用に関する事項	
空き地・空き家の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>都合により当該建築物または敷地を空き家または空き地とする場合、事前（概ね3か月）にまちなみ委員会※に届け出、必要に応じて今後の活用方策等の協議を行う。</li> </ul>
その他	
半公共空間（沿道空間）の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>半公共空間には、できるだけ、屋外アートを配置するように努める。</li> <li>自宅または自事業所等前の街路灯・ストリートファニチャー（街具）は、できる範囲で清掃し、破損等の異常事態を発見した場合は、至急、まちなみ委員会に報告する。</li> <li>自宅または自事業所前の沿道空間は、清掃を怠らず、ゴミや汚物等の放置をしない。</li> <li>自宅または自事業所等が有する沿道の植栽は、ゴミの放置、枯葉などのないよう、まちなみ修景に最小限の手入れを行う。</li> </ul>
賑わいづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみ委員会が主催・共催するまちづくりイベントには、積極的に参加、協力する。</li> <li>個人の利益のため、近隣に不快感を与えるような営業活動等を行わない。</li> </ul>

※ まちなみ委員会：まちなみ形成に取り組む住民組織（鶴来新町通り地区）



【白峰】（まちなみ景観形成基準）

一般の建築物の建築などを行う場合		
項目	まちなみ景観形成基準	
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する外壁の壁面の位置・軒線の高さは、まちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する建築物の高さに配慮する。</li> </ul>	
形態・意匠・色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は、勾配屋根に配慮する。</li> <li>屋根の色彩は、まちなみと調和した色彩に配慮する。</li> </ul>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>板張り、土壁など伝統的な仕様に準じた耐久性に優れた仕上げに配慮する。</li> <li>まちなみと調和した落ち着いた色彩に配慮する。</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の設備機器等は、できるだけ通りからの見え方に配慮する。</li> </ul>
	門塀・垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する場合は、まちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>

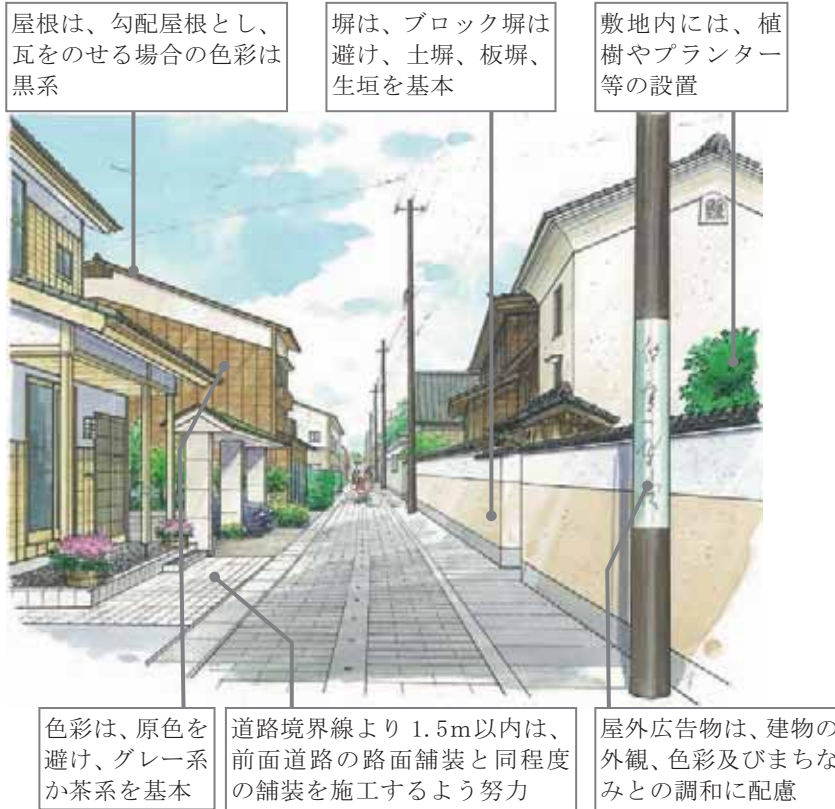
まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合		
項目	まちなみ景観形成基準	
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の壁面の位置・軒線の高さは、まちなみとの調和に努める。</li> </ul>	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する建築物の高さに配慮し、統一した高さで背後の山並みを見渡せる高さに配慮する。</li> </ul>	
形態・意匠・色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（3.5～5.5寸勾配）とし、色彩は灰色～黒系を基調とする。</li> </ul>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>下見板張り、羽目板張りなど伝統的な仕様とし、防腐・防虫材塗付仕上げとする。</li> <li>土壁や漆喰風の伝統的な仕様を基本とする。</li> <li>まちなみと調和した落ち着いた色彩を基本とする。</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の設備機器等は、通りから見えないように配置する。やむを得ない場合には、目隠しなどを設けるか白峰の歴史的風致を著しく損なわない色彩とする。</li> </ul>
	門塀・垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する場合は、自然素材を用いた塀、石垣を基本とする。</li> <li>ブロック塀は使用しないよう努める。</li> </ul>

【白峰】（景観法に基づかないその他の基準）

一般の建築物の建築などを行う場合	
項目	その他の基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する場合は、過度な装飾にならないよう、まちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>

まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合	
項目	その他の基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する場合は、過度な装飾にならないよう、建物の外観及びまちなみとの調和に努める。</li> <li>掲出は、必要最小限にとどめる。</li> </ul>

◆松任横町、松任西新町まちなみ重点地区整備イメージ



屋根は、勾配屋根とし、瓦をのせる場合の色彩は黒系

塀は、ブロック塀は避け、土塀、板塀、生垣を基本

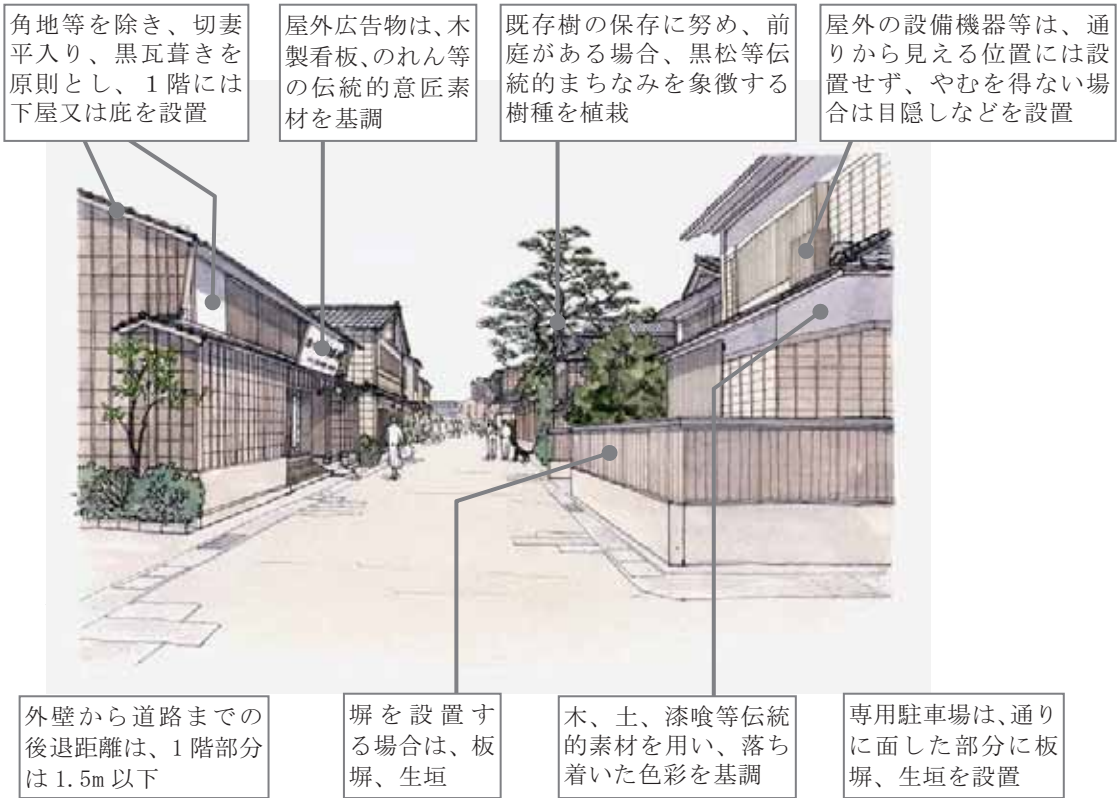
敷地内には、植樹やプランター等の設置

色彩は、原色を避け、グレー系か茶系を基本

道路境界線より1.5m以内は、前面道路の路面舗装と同程度の舗装を施工するよう努力

屋外広告物は、建物の外観、色彩及びまちなみとの調和に配慮

◆美川宮前通り、美川新町西町内まちなみ重点地区整備イメージ



角地等を除き、切妻平入り、黒瓦葺きを原則とし、1階には下屋又は庇を設置

屋外広告物は、木製看板、のれん等の伝統的意匠素材を基調

既存樹の保存に努め、前庭がある場合、黒松等伝統的まちなみを象徴する樹種を植栽

屋外の設備機器等は、通りから見える位置には設置せず、やむを得ない場合は目隠しなどを設置

外壁から道路までの後退距離は、1階部分は1.5m以下

塀を設置する場合は、板塀、生垣

木、土、漆喰等伝統的素材を用い、落ち着いた色彩を基調

専用駐車場は、通りに面した部分に板塀、生垣を設置

◆鶴来新町通りまちなみ重点地区整備イメージ

屋外駐車スペースは、沿道から見えないよう、垣または柵・生垣等により遮蔽

通りの通行者（歩・車）が近・中・遠景となる山並みを連続して見渡せる高さ

屋根形状は、切妻・平入りを基本

色彩は、原色を避け、周辺のまちなみとの調和に配慮

素材は高質で自然な感じが伝わるものとし、周囲のまちなみ景観とも調和するように配慮



門・柵・塀・垣は、建物と一体感のあるデザインとし、周辺のまちなみとの調和に配慮

屋外駐車スペースは、沿道から車が見えないよう、垣または、柵・生垣等により遮蔽

車庫は、シャッターを木製またはこれに類するもの

屋外の設備機器または、自動販売機は、通りから直接見通し難いよう、覆いを設けるなどの工夫で周辺との調和に配慮

屋外広告物を設置する場合は一個所にまとめ、建築物の外観、色彩及び周辺のまちなみとの調和に配慮

◆白峰まちなみ重点地区整備イメージ

過度な装飾にならないよう建物の外観及びまちなみと調和するよう努力

外壁の壁面の位置、軒線の高さはまちなみと調和するよう努力

屋根は、勾配屋根とし色彩は灰色～黒系を基調

高さは、隣接する建築物の高さに配慮し、統一、背後の山並みを見渡せる高さ



素材は、伝統的な白峰型住宅の様式（下見板張り押え縁等）

色彩は、まちなみと調和した落ち着いた色を基本

屋外の設備機器等は、通りから見えないように配置

塀は、自然素材を用いた塀、石垣を基本とし、ブロック塀は使用しないように努める

2) まちづくり重点地区

【千代尼通り大町】（まちづくり景観形成基準）

項目		住み良いまちづくりを推進するために必要な事項
土地利用及び建築物等に関する事項		
高さの制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の最高高さは、敷地地盤面より31m以下とする。</li> </ul>
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ol style="list-style-type: none"> <li>建物の外観（ファサード）は落ち着いた色調を基調とし、品位やグレード感のある街並みの演出に配慮する。</li> <li>屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク）等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮する。</li> </ol>

【千代尼通り大町】（景観法に基づかないその他の基準）

項目		その他の基準
独自性ある活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>千代尼通り全体で掲げた目標や方針を実現するための事項を遵守するとともに、本地区まちづくり計画に定められた次の内容に基づき、魅力あるまちづくり・商店街づくりのための活動を行う。</li> <li>(1) 活力と魅力あふれる個店からの賑わいづくり 店主のこだわりが感じ取れる個性ある店づくりをめざし、人と人のふれあいを大切に、常に情報収集と研鑽に努め、魅力ある品揃え・店作りに励む。</li> <li>(2) 文化の香りと季節を演出する訪れたいまちづくり 四日市・八日市の町名のとおり、旧北国街道沿いで古くから市の立った場所である歴史的背景を生かしたイベント等を催し、個性豊かで賑わいのある商店街を形成する。 また、夏の風物詩の七夕装飾や歩道照明灯共架のフラッグ等で四季を演出し、花のプランター等を設置して四季の彩を添える。</li> <li>(3) 来街者が滞在できる空間づくり 歩道上の雨や日差しを和らげるために、各店舗先に庇（テント地）を設置するとともに、ポケットパークやベンチ等を設けてやすらぎの空間を創造する。また、歩道と車道の分離はポラードを設置し、歩行者の安全を図る。</li> </ul>
土地利用及び建築物等に関する事項		
用途の制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる建築物等を建築若しくは営業してはならない。</li> <li>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」</li> <li>(2) 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に規定するマーシャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(3) 建築基準法別表第2（ほ）項第3号に規定するカラオケボックスその他これらに類するもの（コンテナ形式）</li> <li>(4) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(5) 畜舎</li> </ul>
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物出入口及び店内等は、バリアフリーに努める。</li> </ul>
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物は法令等を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮した素材やデザインで、建物、店舗や街並みとの調和、品位やグレード感等に配慮する。</li> </ul>

## 【千代尼通り大町】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準	
土地利用及び建築物等に関する事項		
土地及び建築物等に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本地区における土地及び建物利用について、良好なまちづくりを推進するため、住民等は次に掲げる事項に努める。</li> <li>(1) 建物の改装、改築を行う場合は、事前に千代尼通り大町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に諮るものとする。</li> <li>(2) 建物を除去又は空家とする場合、地権者は行為に着手する前に協議会に届け出るものとする。</li> <li>(3) 新規に出店する場合は、協議会に諮るものとする。</li> <li>(4) 個店を建替える場合、個店駐車場・駐輪場の確保に努める。</li> <li>(5) 個店の駐車場を本地区において相互利用できるように努める。</li> </ul>	
歩道上の庇に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩道上の庇の設置については、品位やグレード感のある統一の街並みの演出及び来街者の雨除け、商品の劣化防止の日除け等のため、次に掲げる事項を遵守のうえ、設置に努める。</li> <li>(1) 庇は、歩道上より最低高さ2.5m以上、出幅1.5m以内で、構造は伸縮格納ができる可動式のものとし、加えて意匠に留意し、街並み修景を損なうことのないものとする。</li> <li>(2) 庇の前垂れ部分には、個店及び商店街の魅力をPRするため協議会の了承を得た大きさ、色彩、デザインの店名ロゴ等を施すことができるものとする。</li> <li>(3)本地区仕様の詳細については、別に定める。</li> </ul>	
地区施設利用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本地区における共有・共同施設については、住民等が積極的に日常の維持・管理に努める。</li> <li>(1) 共有・共同施設とは、事務所、緑地、共同駐車場等の共有施設及び街具、街路灯、標識、庇等の付属物をいう。</li> <li>(2) 日常の維持・管理とは、清掃、花・樹木の除草、水まき、除雪等をいう。</li> </ul>	
その他事項	相互協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本地区の住民等は、お互い協力してまちづくりの推進に努める。</li> <li>(2) 本地区の住民等は、町内会、大町商店街協同組合等には積極的に加入、参加し活動に努める。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本地区が美しく、安全な空間であり続けるよう、住民等は次に掲げる事項に努める。</li> <li>(1) 歩道上に公共設置物以外の設置物を一時置く場合は、法令に基づく手続きを取ったうえで、通行や視界の確保、景観等に十分に配慮する。</li> <li>(2) 自店客の自転車の整理には十分配慮し、指定場所等以外に自転車を放置しないよう管理に努める。</li> <li>(3) 定期的に本地区の美化清掃に努める。</li> <li>(4) 積雪時は、歩道の安全な通行の確保に努める。</li> <li>(5) 協議会は、千代尼通り大町地区まちづくり協定に対し、見直しの必要性を協議することができる。</li> </ul>

【千代尼通り中町】（まちづくり景観形成基準）

項目		住み良いまちづくりを推進するために必要な事項
土地利用及び建築物等に関する事項		
高さの制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の最高高さは、敷地地盤面より31m以下とする。</li> </ul>
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ol style="list-style-type: none"> <li>建物の外観（ファサード）は落ち着いた色調を基調とし、品位やグレード感のある街並みの演出に配慮する。</li> <li>屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク）等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮する。</li> </ol>

【千代尼通り中町】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準
独自性ある活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>千代尼通り全体で掲げた目標や方針を実現するための事項を遵守するとともに、本地区まちづくり計画に定められた次の内容に基づき、魅力あるまちづくり・商店街づくりのための活動を行う。</li> <li>(1) 中町地区のまちづくり理念 「千代女のこころをいまに…」を生かしたひとづくり、なかまづくり、まちづくり 「千代女のこころ」とは、 <ol style="list-style-type: none"> <li>花と緑、自然の森羅万象を愛し、ひとにやさしいこと、</li> <li>精勤で、笑顔を絶やさず、誠実・清潔であること、</li> <li>創造的で、文化を育み伝え、わかりやすく親しみやすい情報の発信があることである。</li> </ol>                     この理念に基づく中町地区の取り組みを、住民等（商店街と地域住民）に周知し、意識の統一と高揚、イメージアップを図るために、様々な事業展開においての発想・デザインに、「親しみやすさ」「わかりやすさ」「四季の風情ややすらぎ」「楽しさ」「文化」などの理念の具体化を目指す。</li> <li>(2) ソフト事業の指針 商店街が果たすべき役割を見つめなおし、地域住民のための商店街の存在価値を再構築して活性化を図るために、季節を通じた独自のイベント、街並みの演出の運営等を通じて地域貢献する。</li> <li>(3) ハード事業の指針 市街地活性化の中心的役割を認識し、やさしさ・コミュニケーションに配慮したユニバーサルデザイン・バリアフリーの街の実現、自然との共生・季節感のある回遊空間の創出、照明（街灯）・看板の改善、ベンチ・コミュニティスペースの設置などを推進する。</li> <li>(4) 個店活性化の指針 21世紀の老舗・個性発揮の店づくりを目指し、専門化・差別化、商品・品揃え・接客・サービスの改善、マナーの改善、情報の発信等により、地域住民の信頼の獲得を目指す。</li> <li>(5) 安心と安全のまちづくり 防犯や防災に関する意識を高め、組織を整備・運営し、啓蒙活動や訓練などさまざまな備えを図ることで、住民等が安全に安心して暮らせるまちづくりを目指す。</li> </ul>

【千代尼通り中町】（景観法に基づかないその他の基準）

項目		その他の基準
土地利用及び建築物等に関する事項		
用途の制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる建築物等を建築若しくは営業してはならない。</li> <li>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第5号に定める低照度飲食店及び第6号に定める区画飲食店に類する「風俗営業」、第2条第6項「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」</li> <li>(2) 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(3) 建築基準法別表第2（ほ）項第3号に規定するカラオケボックスその他これらに類するもの（コンテナ形式）</li> <li>(4) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(5) 畜舎</li> </ul>
周辺に対する配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な騒音やにおい、日照の阻害、通行の危険、廃棄物等により、周辺の住民等の迷惑とならないように十分に配慮する。</li> </ul>
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物出入口及び店内等は、バリアフリーに努める。</li> </ul>
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物は法令等を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮した素材やデザインで、建物、店舗や街並みとの調和、品位やグレード感等に配慮する。</li> </ul>
土地及び建築物等に関する規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>本地区における土地及び建物利用について、良好なまちづくりを推進するため、住民等は次に掲げる事項に努める。</li> <li>(1) 建物の改装、改築を行う場合は事前に千代尼通り中町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の了承を得る。</li> <li>(2) 建物を除去または空家・空店舗とする場合、地権者は行為着手の前までに協議会に届け出、今後の活用策等を協議する。</li> <li>(3) 新規に出店する場合は、協議会の了承を得る。</li> <li>(4) 個店を建替える場合、個店駐車場・駐輪場の確保に努める。</li> <li>(5) 車両乗入部を新設する場合は、法令等を遵守したうえで歩道地盤の強度を確保しなければならない。</li> <li>(6) 個店の来店客用駐車場を本地区において相互利用できるように努める。</li> </ul>
歩道上の庇に関する規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道上の庇の設置については、品位やグレード感のある統一の街並みの演出及び来街者の雨除け、商品の劣化防止の日除け等のため、次に掲げる事項を遵守のうえ、設置に努める。</li> <li>(1) 庇は、歩道上より最低高さ2.5m以上、出幅1.5m以内で、構造は伸縮格納ができる可動式のものとし、加えて意匠に留意し、街並み景観を損なうことのないものとする。</li> <li>(2) 庇の前垂れ部分には、個店及び商店街の魅力をPRするため協議会の了承を得た大きさ、色彩、デザインの店名ロゴ等を施すことができるものとする。</li> <li>(3)本地区仕様の詳細については別に定める。</li> </ul>
地区施設利用に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>本地区における共有・共同施設については住民等が積極的に日常の維持・管理に努める。</li> <li>(1) 共有・共同施設とは、事務所、緑地、共同駐車場等の共有施設及び街具、街路灯、標識、庇等の付属物をいう。</li> <li>(2) 日常の維持・管理とは、清掃、除草、水遣り、除雪等をいう。</li> <li>(3) 自家工事等により、歩車道や共同施設を破損した場合はすみやかに修繕の措置をとる。</li> </ul>

## 【千代尼通り中町】（景観法に基づかないその他の基準）

項 目		その他の基準
その他事項	相互協力	(1) 本地区の住民等は、お互い協力してまちづくりの推進に努める。 (2) 本地区の住民等は、町内会、中町商店街開発協同組合等に積極的に加入、参加し活動に努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>•本地区が美しく、安全な空間であり続けるよう、住民等は次に掲げる事項に努める。</li> </ul> (1) 歩道上に公共設置物以外の設置物を一時置く場合は、法令に基づく手続きを取ったうえで、通行や視界の確保、景観等に十分に配慮する。 (2) 自店客の自転車の整理には十分配慮し、指定場所等以外に自転車を放置しないよう管理に努める。 (3) 定期的に本地区の美化清掃に努める。 (4) 積雪時は、歩道の安全な通行の確保に努める。



【千代尼通り安田町】（まちづくり景観形成基準）

項目		住み良いまちづくりを推進するために必要な事項
土地利用及び建築物等に関する事項		
高さの制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の最高高さは、敷地地盤面より31m以下とする。</li> </ul>
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ol style="list-style-type: none"> <li>建物の外観（ファサード）は落ち着いた色調を基調とし、品位やグレード感のある街並みの演出に配慮する。</li> <li>屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク）等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮する。</li> </ol>

【千代尼通り安田町】（景観法に基づかないその他の基準）

項目		その他の基準
独自性ある活動		<p>千代尼通り全体で掲げた目標や方針を実現するための事項を遵守するとともに、本地区まちづくり計画に定められた次の内容に基づき、魅力あるまちづくり・商店街づくりのための活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>活力と魅力あふれる個店からの賑わいづくり 安田町商店街は、製造小売の店舗が多いという特長を活かし、個性豊かで地域生産物を使用した魅力ある商品提供と、お客様とのふれあいを大切に、常に情報収集と研鑽に努める。</li> <li>ソフト事業の指針 商店街が果たすべき役割を見つめなおし、地域住民のための商店街の存在価値を再構築して活性化を図るために、季節を通じた独自のイベント（稲荷まつり）の開催、独自の情報通信ネットワーク（きつねっと）を利用した商店街情報や地域情報の発信により地域貢献する。</li> <li>ハード事業の指針 市街地活性化の役割を認識し、特に高齢者に配慮したバリアフリーのまちの実現、自然との共生・季節感のある回遊空間の創出、照明（街路灯）や一定区間ごとのベンチ設置などを推進する。</li> <li>安全で安心なまちづくり 防犯隊や自衛消防隊を組織しこれらに対する意識を高め、住民に対して啓蒙活動や訓練などさまざまな備えを図ることで、住民等が安全に安心して暮らせるまちづくりを目指す。</li> </ol>
土地利用及び建築物等に関する事項		
用途の制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる建築物等を建築若しくは営業してはならない。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第5号に定める低照度飲食店及び第6号に定める区画飲食店に類する「風俗営業」、第2条第6項「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」</li> <li>建築基準法別表第2（ほ）項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>建築基準法別表第2（ほ）項第3号に規定するカラオケボックスその他これらに類するもの（コンテナ形式）</li> <li>倉庫業を営む倉庫</li> <li>畜舎</li> </ol>
周辺に対する配慮		<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な騒音やにおい、日照の障害、通行の危険、廃棄物等により、周辺の住民等の迷惑とならないように十分に配慮する。</li> </ul>

【千代尼通り安田町】（景観法に基づかないその他の基準）

項 目		その他の基準
土地利用及び建築物等に関する事項		
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建物出入口及び店内等は、バリアフリーに努める。</li> </ul>
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋外広告物は法令等を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮した素材やデザインで、建物、店舗や街並みとの調和、品位やグレード感等に配慮する。</li> </ul>
土地及び建築物等に関する規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本地区における土地及び建物利用について、良好なまちづくりを推進するため、住民等は次に掲げる事項に努める。</li> <li>(1) 建物の改装、改築を行う場合は事前に千代尼通り安田町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の了承を得る。</li> <li>(2) 建物を除去または空家・空店舗とする場合、地権者は行為着手の前までに協議会に届け出、今後の活用策等を協議する。</li> <li>(3) 新規に出店する場合は、協議会の了承を得る。</li> <li>(4) 個店を建替える場合、個店駐車場・駐輪場の確保に努める。</li> <li>(5) 車両乗入部を新設する場合は、法令等を遵守したうえで歩道地盤の強度を確保しなければならない。</li> <li>(6) 個店の来店客用駐車場を本地区において相互利用できるように努める。</li> </ul>
歩道上の庇に関する規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歩道上の庇の設置については、品位やグレード感のある統一した街並みの演出及び来街者の雨除け、商品の劣化防止の日除け等のため、次に掲げる事項を遵守のうえ、設置に努める。</li> <li>(1) 庇は、歩道上より最低高さ 2.5m以上、出幅 1.5m以内で、構造は伸縮格納ができる可動式のものとし、加えて意匠に留意し、街並み景観を損なうことのないものとする。</li> <li>(2) 庇の前垂れ部分には、個店及び商店街の魅力をPRするため協議会の了承を得た大きさ、色彩、デザインの店名ロゴ等を施すことができるものとする。</li> <li>(3)本地区仕様の詳細については別に定める。</li> </ul>
地区施設利用に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>•本地区における共有・共同施設については住民等が積極的に日常の維持・管理に努める。</li> <li>(1) 共有・共同施設とは、事務所、緑地、共同駐車場等の共有施設及び街具、街路灯、標識、庇等の付属物をいう。</li> <li>(2) 日常の維持・管理とは、清掃、除草、水遣り、除雪等をいう。</li> <li>(3) 自家工事等により、歩車道や共同施設を破損した場合はすみやかに修繕の措置をとる。</li> </ul>
その他事項	相互協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本地区の住民等は、お互い協力してまちづくりの推進に努める。</li> <li>(2) 本地区の住民等は、町内会、安田町商店街協同組合等に積極的に加入、参加し活動に努める。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>•本地区が美しく、安全な空間であり続けるよう、住民等は次に掲げる事項に努める。</li> <li>(1) 歩道上に公共設置物以外の設置物を一時置く場合は、法令に基づく手続きを取ったうえで、通行や視界の確保、景観等に十分に配慮する。</li> <li>(2) 自店客の自転車の整理には十分配慮し、指定場所等以外に自転車を放置しないよう管理に努める。</li> <li>(3) 定期的に本地区の美化清掃に努める。</li> <li>(4) 積雪時は、歩道の安全な通行の確保に努める。</li> </ul>

【松任駅前商店街】（まちづくり景観形成基準）

項目		住み良いまちづくりを推進するために必要な事項
土地利用及び建築物等に関する事項		
用途制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる建築物等を建築し、又は用途を変更してはならない。（地区計画基準）</li> <li>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第5号、第6号及び第2条第6項第1号から第6号までに該当する営業の用に供するもの</li> <li>(2) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(3) 自動車教習所</li> <li>(4) 畜舎（ペットショップを除く）</li> <li>(5) サイロ</li> </ul>
位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>隣地境界から建築物の壁面までの距離の最低限度は30cmを基本とする。道路境界からの壁面後退についてはこの限りでない。</li> </ul>
高さの制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の最高高さは、敷地地盤面より31m以下を基本とする。（地区計画基準）</li> </ul>
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路に面する建築物については、統一的商店街の演出を図るため、1階の階高の統一に配慮する。</li> <li>建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の形態・意匠については、周囲の環境や地域のまちなみとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。（地区計画基準）</li> <li>建物の屋上設備や屋外設備を設置する場合は、景観に配慮し、道路や周辺の敷地などから容易に望見できない構造となるよう努めるものとする。（地区計画基準）</li> <li>店舗等において1階部分にシャッターを設置する場合は、ショーケースやショーウィンドーを眺めることができる構造とし、閉店後の街の賑わいを喪失させないような構造とする。（地区計画基準）</li> </ul>
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告物は、法令を遵守した上で、建物との一体化を図るとともにまちなみに調和した質の高いデザインとするよう努めるものとする。（地区計画基準）</li> </ul>
かき又はさくの構造		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する部分にかき又はさくを設置する場合の構造は、できるだけ生垣とし、やむをえずその他の構造とする場合は、周囲の環境を損なわないよう努めるものとする。（地区計画基準）</li> </ul>

【松任駅前商店街】（景観法に基づかないその他の基準）

項目		その他の基準
土地利用及び建築物等に関する事項		
建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物は、設置してはならない。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>商業者等は、敷地に面する公共空間の定期的な清掃活動や樹木の除草、散水などの維持管理に努める。</li> <li>自店客の歩道上等への駐輪には注意を払い、指定場所以外に自転車を放置しないよう管理に努める。</li> </ul>

【松任北安田】（まちづくり景観形成基準）

項目	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項		
	低層住宅地区	一般住宅地区	沿道サービス地区
土地利用及び建築物等に関する事項			
用途制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる建築物は建築してはならない。（地区計画基準）</li> <li>(1) 神社、寺院、教会その他これに類するもの</li> <li>(2) 畜舎</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) ホテル、旅館</li> <li>(4) 単独自動車車庫（附属車庫を除く）</li> <li>(5) 工場（自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く）</li> <li>(6) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) ホテル、旅館</li> <li>(4) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に規定する麻雀屋、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>(5) 単独自動車車庫（附属車庫を除く）</li> <li>(6) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(7) 工場（自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く）</li> <li>(8) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設</li> </ul>
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>200㎡以上。ただし、既に200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。（地区計画基準）</li> </ul>		
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路境界から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、1.0m以上とする。ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした単独自動車車庫については、この限りでない。（地区計画基準）</li> </ul>		
建築物等の形態又は意匠の制限	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機・オイルタンク）等は、道路から見えない箇所に設置するか目隠しを施し、景観形成に配慮する。</li> <li>安全と安心のまちづくりに配慮したポーチ灯を各戸に設置しなければならない。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした、低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態・意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。ただし、準住居地域が過半を占める敷地については、この限りでない。（地区計画基準）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境との調和を図り都市景観形成上支障のないものとする。（地区計画基準）</li> </ul>
かき又はさくの構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路境界から1.0mの範囲にあるかき、さくの設置については、生垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。（地区計画基準）</li> </ul>		

## 【松任北安田】（景観法に基づかないその他の基準）

項目		その他の基準		
		低層住宅地区	一般住宅地区	沿道サービス地区
土地利用及び建築物等に関する事項				
建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令及び石川県条例を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮する。ただし屋上広告物は設置してはならない。</li> <li>点滅灯及び回転灯の類は、使用しないことを基本とする。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の財産である用水の機能保全のため、定期的な清掃活動に努める。</li> <li>自動販売機を設置する場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮し、道路境界線から1m以上後退させるものとする。</li> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める（俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等）自動販売機を設置してはならない。</li> <li>区画道路での駐車をしてはならない。</li> </ul>		
その他				

◆まちづくり重点地区（千代尼通り大町、中町、安田町）

建築物等の外観は落ち着いた色調を基本とし、まちなみの演出に配慮

建築物の高さは敷地地盤面より31m以下



屋外建築設備等は、位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮

自家広告の設置以外不可

◆まちづくり重点地区（松任駅前商店街）

周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮

幹線道路に面する建築物は、1階の階高を統一



道路側の壁面位置や外観を統一

屋上広告物は設置不可

◆まちづくり重点地区（松任北安田）

周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮

ポーチ灯を各戸に設置

点滅灯及び回転灯の類は使用しないことを基本



自動販売機の設置は、周辺のまちなみに配慮

屋上広告物は設置不可

(3) エリア別・沿道景観における上乘せの景観形成の目標

届出の対象とならない場合の建築物等の整備で、努めるべき景観形成目標を景観エリア別及び幹線道路の沿道景観に定め、良好な景観形成が図られるよう誘導します。

1) 山間地景観エリア

項目		景観形成目標
建築物	位置	• 通りに面する外壁の壁面の位置及び軒線の高さは、できるだけ周辺景観との調和に努める。
	高さ	• 階数は、3階建て以下を基本とする。
	屋根・庇	• 屋根形状は勾配屋根を基本とし、色彩は黒系を基調とする。
	素材	• 素材は、木、土、漆喰等伝統的素材を基本とする。
	設備	• 通りに面する設備機器は、通りからの見え方に配慮する。
工作物等	門扉	• 設置する場合は、周辺景観との調和に配慮する。
	屋外広告物	• 眺望を妨げる屋上広告物は、できる限り設置しない。 • 地元産材など自然素材の使用に配慮する。
駐車場		• 道路からの見え方に配慮する。
植栽等		• 既存樹の保存に努める。
その他		• 自動販売機等は、その設置位置、色彩、形態意匠について周囲の景観との調和に配慮する。

(留意事項)

- 特色ある集落景観を保全するとともに、自然に育まれた歴史・伝統・文化を継承するために、建築物の位置、高さ、形態意匠などの統一を図るとともに、地域の伝統を継承する素材、色彩とします。
- 山間地の緑や河川・湖などの自然景観と調和した集落景観を保全するために、建築設備や駐車場の位置、門扉の造り、屋外広告物の大きさなど、通りからの見え方に配慮します。

◆山間地景観エリアのイメージ

外壁の壁面の位置、軒線の高さは、できるだけ周辺景観との調和に努力

階数は3階建て以下を基本

屋根形状は、勾配屋根、色彩は黒系を基本



素材は、木、土、漆喰等伝統的素材を基本

色彩は、周辺景観と調和した落ち着いた色を基本

既存樹の保存に努力

2) 田園景観エリア

項目		景観形成目標
建築物	位置	・ 通りに面する外壁の壁面の位置及び軒線の高さは、できるだけ周辺景観との調和に努める。
	高さ	・ 階数は、3階建て以下を基本とする。
	屋根・庇	・ 屋根形状は勾配屋根を基本とし、色彩は黒系を基調とする。
	素材	・ 素材は、木、土、漆喰等伝統的素材を基本とする。
	設備	・ 通りに面する設備機器は、通りからの見え方に配慮する。
工作物等	門 塀	・ 設置する場合は、周辺景観との調和に配慮する。
	屋 外 広告物	・ 屋上広告物を設置する場合は、高さや大きさを抑え、周囲の景観や眺望に配慮する。
駐車場		・ 道路からの見え方に配慮する。
植栽等		・ 屋敷林など、既存樹の保存に努める。
その他		・ 自動販売機等は、その設置位置、色彩、形態意匠について周囲の景観との調和に配慮する。

（留意事項）

- ・ 平野に広がる田園景観と調和したのどかな集落景観を保全するために、建築物の位置、高さ、形態意匠、素材、色彩、門塀の造りなどの統一を図るとともに、建築設備や駐車場の位置、屋外広告物の大きさなどに配慮します。
- ・ 美しい海辺、観光レクリエーションや漁業などの産業活動と調和した景観を保全するために、建築物の位置、高さ、形態、素材、色彩のほか、建築設備や駐車場の位置、門塀の造りなどの統一を図ります。
- ・ 連続する美しい海辺景観の眺望を保全するために、建築物の位置、高さ、屋外広告物の大きさなどに配慮します。

◆田園景観エリアのイメージ

外壁の壁面の位置、軒線の高さは、できるだけ周辺景観との調和に努力

階数は3階建て以下を基本

屋根形状は、勾配屋根、色彩は黒系を基本



素材は、木、土、漆喰等伝統的素材を基本

色彩は、周辺景観と調和した落ち着いた色を基本



3) 市街地景観エリア

項目		景観形成目標
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する外壁の壁面の位置及び軒線の高さは、できるだけ周辺景観との調和に努める。</li> <li>通りの圧迫感を軽減するため、3階部分は、道路からできるだけ後退する。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、隣接する建築物の高さに配慮し、統一した高さとなるよう努める。</li> </ul>
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根形状は勾配屋根を基本とし、色彩は原色系を避ける。</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する設備機器は、通りからの見え方に配慮する。</li> </ul>
工作物等	門扉	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する場合は、まちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物を設置する場合は、高さや大きさを抑え、周囲の景観や眺望に配慮する。</li> </ul>
駐車場		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からの見え方に配慮する。</li> </ul>
植栽等		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹の保存に努める。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>自動販売機等は、その設置位置、色彩、形態意匠について周囲の景観との調和に配慮する。</li> </ul>

(留意事項)

- ・地域特性を踏まえ、まちなみの模範となる優れたデザインを取り入れた市街地景観を創出するために、建築物の位置、高さ、形態意匠、素材などの統一を図るとともに、対比的な魅力を持つ周辺の田園景観などにも配慮した色彩とします。
- ・新たな拠点となる都市景観、良好な沿道景観を創出するために、建築設備や駐車場の位置、門扉の造り、屋外広告物の大きさなど、通りからの見え方に配慮します。

◆市街地景観エリアのイメージ

外壁の壁面の位置及び軒線の高さは、できるだけ周辺景観との調和に努力

高さは、隣接する建築物の高さに配慮

屋根形状は、勾配屋根、色彩は原色系を避ける



色彩は、原色を避け、周辺のまちなみ景観との調和に配慮

素材は、まちなみとの調和に配慮

4) 幹線道路の沿道景観エリア

項目	景観形成目標
資材置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路から直接見えないように、周囲の緑化や塀の設置などの工夫で周辺との調和に配慮する。</li> <li>資材の高さは、良好な見通しを確保するために、できる限り低く抑えるように配慮する。</li> </ul>
採石場 ・ 土取場	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り幹線道路の沿道に面しない場所とする。</li> <li>採石場・土取場は、道路から直接見えないように、周囲を緑化などの工夫で周辺との調和に配慮する。</li> <li>採取した跡地は、整地を行い、周辺との調和に配慮する。</li> </ul>
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する場合は、周囲のまちなみに配慮したデザイン、色彩とする。</li> <li>複数設置する場合は、煩雑にならないように、デザインの統一、集約化に配慮する。</li> </ul>
眺望	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみの背景となる白山、日本海、手取川に代表される自然景観の眺望に配慮する。</li> </ul>

（留意事項）

- ・幹線道路の沿道景観については、景観を阻害する恐れのある施設等の配慮が必要です。このため、大規模な駐車場、資材置場、採石場・土取場などについて、山地・丘陵の緑や河川・湖などの自然景観やまちなみと調和した景観を保全するため、修景等により通りからの見え方に配慮します。

◆幹線道路の沿道景観エリアのイメージ

資材置場は、道路から直接見えないよう、緑化や塀の設置など周辺との調和に配慮

屋外広告物は周囲のまちなみに配慮したデザイン、色彩を基本



白山、日本海、手取川などの自然景観の眺望に配慮